

## 加古川保護区保護司会活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川保護区保護司会活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第4条 市長は、補助事業者から提出される補助金請求書により補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは概算払いすることができる。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、会計年度終了後2週間以内に補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

|        |              |  |
|--------|--------------|--|
| 補助金の種類 | 性質           | 事業費補助  |
|        | 目的           | 社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを目的とした事業に対する補助 |
| 補助金の範囲 | 対象となる者       | 加古川保護区保護司会   |
|        | 補助事業の対象となる経費 | 加古川保護区保護司会の活動事業に必要な経費<br>・事務費 ・会議費 ・研修費<br>・通信費 ・負担金<br>・その他団体が必要とする経費                     |
| 補助金の額  | 補助金の額        | 予算の範囲内の額とする。ただし、保護司一人あたり5,600円に補助対象年度4月1日現在の保護司の人数を乗じて得た額を上限とする。                           |